

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（１）
【根拠条文】	法第27条の26第2項第1号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン投信投資顧問株式会社 代表取締役社長 石川 五生
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル
【報告義務発生日】	平成27年7月15日
【提出日】	平成27年7月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ダイビル株式会社
証券コード	8806
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の間	法人（株式会社）
氏名又は名称	アバディーン投信投資顧問株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成5年9月16日
代表者氏名	石川 五生
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に係る業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル アバディーン投信投資顧問株式会社 コンプライアンス部長 増古春枝
電話番号	03-4578-2234

(2)【保有目的】

投資信託委託業者として、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の有価証券に投資している。
--

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			511,500

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 511,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		265,000
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		246,500
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成27年7月15日現在）	V	116,851,049
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		0.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.16

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券のうち、265,000株については、提出者１（アバディーン投信投資顧問株式会社）と提出者２（アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド）との間で運用再委託契約を締結し、両者が投資判断の権限を有し、共同で運用を行っている。
--

2【提出者（大量保有者）／2】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited)
住所又は本店所在地	21 チャーチストリート #01-01 キャピタルスクエア2 シンガポール 049480
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成3年10月28日
代表者氏名	ヒュー・ヤング (Hugh Young)
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	投資信託業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル アバディーン投信投資顧問株式会社 コンプライアンス部長 増古春枝
電話番号	03-4578-2234

(2)【保有目的】

純投資（ファンド運用）

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			7,063,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 7,063,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） (0+P+Q-R-S)	T	7,063,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成27年7月15日現在）	V	116,851,049
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)		6.04
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		4.90

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券のうち、265,000株については、提出者1（アバディーン投信投資顧問株式会社）と提出者2（アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド）との間で運用再委託契約を締結し、両者が投資判断の権限を有し、共同で運用を行っている。
--

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) アバディーン投信投資顧問株式会社
(2) アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド
(Aberdeen Asset Management Asia Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			7,575,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L

対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 7,575,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		265,000
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		7,310,100
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成27年7月15日現在）	V	116,851,049
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		6.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.06

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
アバディーン投信投資顧問株式会社	246,500	0.21
アバディーン アセット マネージメン ト アジア リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited)	7,063,600	6.04
合計	7,310,100	6.26